

任期付職員の募集について

令和7年4月11日
経済産業省電力・ガス取引監視等委員会事務局
ネットワーク事業監視課

経済産業省の「電力・ガス取引監視等委員会」は、電力・ガス市場の監視機能等の強化や、健全な競争を確保するために設立された、経済産業大臣直属の組織です。

国民生活に必要不可欠な電力・ガスについては、需要家の選択肢や事業者の事業機会を拡大し、料金を最大限抑制する観点などから、全面自由化されており、現在、約1,000社が電力・ガスの小売事業に参入しています。また、全面自由化にあわせて、電力・ガスの様々な取引市場が設置され、日々、活発な取引が行われています。

一方で、電力・ガス分野において健全な競争を確保するためには、需要家への営業活動が適正に行われているか、相場操縦などの不適切な市場取引が行われていないか、などを監視する必要があります。また、電力・ガスを需要家に送り届けるための基盤である「ネットワーク部門」については、中立的な立場であることが必要であるため、中立性の確保に関する各種規制の遵守が徹底されているか、などの監視を行うことが重要です。

これらの監視については、独立性と高度の専門性が必要とされるため、そのための組織として「電力・ガス取引監視等委員会」が設置されており、法律・会計・内部統制などの専門家が業務に携わっています。

今般、電力・ガス取引監視等委員会では、下記のとおり、職員を募集しますので、以下の要領によりご応募ください。

1. 応募資格

以下の要件を満たしている者

- ①弁護士として法律実務の経験を有する者又は公認会計士として会計実務の経験を有する者
- ②日本国籍を有する者

※次のいずれかに該当する者は応募できません。

(1) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者

- ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
- ②一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ③日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

2. 募集人数

1名

3. 採用期間

令和7年7月以降、1～2年程度（応相談）

4. 待遇等

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律により、任期付の国家公務員として採用します。国家公務員法に基づく守秘義務や兼職制限等が適用されます。

勤務地は、経済産業省（東京都千代田区霞が関）、通常の勤務時間は9時30分から18時15分まで（昼休みは12時から13時まで）となります（週5日、土日祝を除く）。

給与（俸給及び期末手当等の諸手当）は、一般職の職員の給与に関する法律及び任期付職員法に定めるところにより決定します（俸給については知識経験等を考慮）。

5. 業務内容

以下の業務範囲のうちの一部を想定しておりますが、全体の業務の状況及び本人の希望等を踏まえて決定します。

- （1）送配電事業の託送料金制度の運用・制度検討、審査
- （2）電気の需給調整市場等の監視、制度検討
- （3）送配電事業者・ガス導管事業者の中立性確保に対する監視
- （4）前記（1）～（3）の各業務に関連・付随する業務

6. 応募方法

①履歴書（写真貼付）

②職務経歴及び志望理由（A4判用紙1～2枚程度にまとめたもの。様式自由。）
を電子メール又は郵送でご提出ください。

7. 応募締切

令和7年6月10日（火）（郵送の場合は当日消印有効）

8. 選考方法

書類選考の後、数名の経済産業省職員が面接を行います。書類選考には1週間程度かかります。面接の連絡は、書類選考を通過した方のみに行います。

なお、応募があったものから書類選考を行うため、応募締切以前であっても面接の連絡をすることがあります。

9. その他

応募者の秘密は厳守します。応募書類に記載されている個人情報、本採用選考のために使用するものであり、他の目的に使用することはありません。また、応募書類は返却しませんので、予めご了承ください。

10. 問い合わせ先・応募書類の提出先

電力・ガス取引監視等委員会事務局採用担当：武部

電話：03-3501-1585

Email：bzl-nw-koubo●meti.go.jp

※●を@に置き換えて下さい

<郵送の場合>

〒100-8901 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

電力・ガス取引監視等委員会事務局 ネットワーク事業監視課 採用担当 宛